

熊本市使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等手数料条例
例の一部改正について

熊本市使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等手数料条例の一部を
次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等手数料条例の
一部を改正する条例

熊本市使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等手数料条例（平成
16年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対
する審査の項中「75,000円」を「67,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に
係る手数料について適用する。

（提出理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政
令第10号）の施行に伴い、本市もこれに準じ、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。